

第一章第二節の節名中「校長」の下に、「副校長」を加える。
第一章第一節中第七條の九を第十九條とし、第七條の八の三を第十八條とし、第七條の八の二を第十七條とし、第七條の八を第十六條とする。

第七條の七中「大学の学部」を「特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部若しくは高等部の学科、専攻科若しくは別科の廃止、大学の学部」に、「高等専門学校」を、又は高等専門学校に改め、又は特別支援学校の小学部、中学部、高等部、幼稚部若しくは高等部の学科、専攻科若しくは別科の廃止」を削り、児童、生徒、学生又は幼児を「幼児、児童、生徒又は学生」に改め、同条を第十五條とする。

第七條の六中「公立大学法人をいう」の下に、「以下同じ」を加え、同条を第十四條とする。
第七條の五中「小学部」を「幼稚部、小学部」に、「高等部又は幼稚部」を、又は高等部に、「第六條各号」を「第七條各号」に改め、同条を第十三條とする。

第七條の四第一項中「大学又は特別支援学校の高等部」を「特別支援学校の高等部又は大学」に、「第六條各号」を「第七條各号」に改め、同条第二項中「大学又は特別支援学校の高等部」を「特別支援学校の高等部又は大学」に改め、同条第三項中「大学又は特別支援学校の高等部」を「特別支援学校の高等部又は大学」に、「学生又は生徒」を「生徒又は学生」に改め、同条を第十二條とする。

第七條の三中「大学の学部」を「特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科、大学の学部」に、「高等専門学校の学科若しくは特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科」を、若しくは高等専門学校の学科」に、「第六條各号」を「第七條各号」に改め、同条を第十一條とする。
第七條の二を第十條とし、第七條を第九條とし、第六條の二を第八條とする。

第六條中「第七條の七」を「第十五條」に改め、同条を第七條とする。
第五條を第六條とし、第四條の二を第五條とする。
(学校職員表彰規程の廃止)

第二條 学校職員表彰規程(昭和九年文部省令第十号)は、廃止する。
(中学校通信教育規程の一部改正)

第三條 中学校通信教育規程(昭和二十二年文部省令第二十五号)の一部を次のように改正する。
第一條中「第五條」を「附則第八條」に改め、場合は「の下に」、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)に規定するもの(同令第七十三條に規定するものを除く)のほか」を加える。
第十條を削り、第十一條を附則第一條とし、第十二條を附則第二條とする。

(私立学校法施行規則の一部改正)

第四條 私立学校法施行規則(昭和二十五年文部省令第十二号)の一部を次のように改正する。
第四條の三第一項第一号中「第八十三條第二項」を「第三十四條第二項」に、「第八十二條の八第一項」を「第三十條第一項」に改める。
(学校基本調査規則の一部改正)

第五條 学校基本調査規則(昭和二十七年文部省令第四号)の一部を次のように改正する。
第三條第一項中「第八十二條の二」を「第百二十四條」に、「第八十三條」を「第百三十四條第一項」に改め、同条第二項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改め、同条第三項中「第二十二條」を「第十八條」に改め、同法第三十九條の規定による」を削る。
第五條第一項第一号5及び6中「児童、生徒、学生又は幼児」を「幼児、児童、生徒又は学生」に改める。

第六條第一項の表上欄中「小学校、幼稚園」を「幼稚園、小学校」に改め、同条第二項第一号中「()及び高等専門学校」の下に「(公立大学法人が設置する高等専門学校を含む)」を加え、同項第五号中「及び私立の」の下に「幼稚園」を加え、「幼稚園」を削る。

第七條中「並びに公立」の下に「の高等専門学校公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。」を加える。

第八條の表都道府県知事の項中「公立大学法人の設置する大学」及び、「当該大学」の下に「又は大学及び高等専門学校」を加え、同表市町村長の項中「()の設置する大学」及び、「当該大学」の下に「又は大学及び高等専門学校」を加える。
第九條第一項の表学校調査の項、同条第二項の表学校調査の項及び同表学校施設調査の項中「小学校」を「幼稚園、小学校」に改め、「幼稚園」を削る。
第十二條第一項中「小学校」を「幼稚園、小学校」に改め、「幼稚園」を削る。
(学校保健統計調査規則の一部改正)

第六條 学校保健統計調査規則(昭和二十七年文部省令第五号)の一部を次のように改正する。
第二條中「児童」を「幼児、児童」に改め、「幼児」を削る。
第四條第一項中「児童」を「幼児、児童」に改め、「幼児」を削り、同項第一号中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「中等教育学校及び幼稚園」を「及び中等教育学校」に改め、同項第二号中「大学、高等専門学校及び特別支援学校」を「特別支援学校、大学及び高等専門学校」に改め、同条第二項中「児童」を「幼児、児童」に改め、「幼児」を削る。
第五條第一項第二号中「児童、生徒、学生及び幼児」を「幼児、児童、生徒及び学生」に改める。
第六條第一項第二号中「公立大学法人」の下に「(以下「公立大学法人」という。)」を、「()及び高等専門学校」の下に「(公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。)」を加える。
(学位規則の一部改正)

第七條 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)の一部を次のように改正する。
第一條中「第六十八條の二第一項から第四項まで」を「第百四條第一項から第四項まで」に改める。
第二條及び第三條第一項中「第六十八條の二第一項」を「第百四條第一項」に改める。
第四條第二項中「第六十八條の二第一項」を「第百四條第一項」に改め、同条第二項中「第六十八條の二第二項」を「第百四條第二項」に改める。
第五條の二及び第五條の三中「第六十八條の二第一項」を「第百四條第一項」に改める。
第五條の四中「第六十八條の二第三項」を「第百四條第二項」に改める。
第六條第一項中「第六十八條の二第四項」を「第百四條第四項」に改め、同項第二号中「第八十二條の十」を「第百三十二條」に改め、同条第二項中「第六十八條の二第四項」を「第百四條第四項」に改める。
(学校教員統計調査規則の一部改正)

第八條 学校教員統計調査規則(昭和二十八年文部省令第十二号)の一部を次のように改正する。
第三條第一項中「第八十二條の二」を「第百二十四條」に、「第八十三條」を「第百三十四條第一項」に改め、同条第二項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。
第四條第三項中「公立の」の下に「幼稚園」を加え、「幼稚園」を削る。
第六條第一項第一号中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「中等教育学校及び幼稚園」を「及び中等教育学校」に改め、同項第二号中「大学、高等専門学校及び特別支援学校」を「特別支援学校、大学及び高等専門学校」に改め、同条第二項第一号中「公立大学法人」の下に「(以下「公立大学法人」という。)」を、「()及び高等専門学校」の下に「(公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。)」を加える。
(教育職員免許法施行規則の一部改正)

第九條 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)の一部を次のように改正する。
第五條を削り、第二條から第四條までを一条ずつ繰り下げ、第一條の次に次の一条を加える。
第二條 免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、小学校の教科に関する科目について修得するものとし、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目(これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む)のうち一以上の科目について修得するものとする。